

人委給第138号

令和6年10月8日

千葉県議会議長 瀧田 敏幸 様
千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 高梨 國雄

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1 給与勧告の基本的考え方	3
2 職員の給与	4
3 民間給与の調査	4
4 職員の給与と民間給与との比較	4
(1) 民間給与との較差	
(2) 特別給	
5 職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6 物価及び生計費	5
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
7 人事院の報告及び勧告の概要	6
8 本年の給与改定	7
(1) 改定についての考え方	
(2) 改定すべき事項	
9 給与制度のアップデート	9
(1) 基本的考え方	
(2) 見直すべき事項	
(3) 地域手当	
10 在宅勤務等手当	15
11 教員の処遇改善について	15
12 人事行政諮問会議の中間報告について	16
13 給与改定実施の要請	17

別紙第2 勧告	19
---------	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1 多様で有為な人材の確保のための採用制度改革	115
(1) 広報活動の充実・強化	
(2) 民間人材の採用や企業研修による民間の知見の活用	
(3) 試験制度改革	
(4) 多様な人材に応じた採用の機会拡充・推進	
2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	118
(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進	
(2) 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進	
3 勤務環境の整備	120
(1) 総労働時間の短縮	
(2) 職員の健康管理	
(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
(4) ハラスメント防止対策の推進	
4 コンプライアンスの徹底	126
5 高齢層職員の能力及び経験の活用	127